

禁止表現における否定辞「な」について

蔵 中 進

一

はじめに「禁止表現」ということばの概念について考えてみたい。国語学辞典によると「話し手が一つの動作や状態を、聞き手に遂行実現しないように命ずる意志の表現。広義の命令表現に含まれるが、特に打消の命令を禁止と呼ぶ。(下略)」（塚原鉄雄先生解説）と述べられている。即ち、禁止表現には、本来、否定（打消）表現と、命令表現との二つの要素がそなわっていると考えてよいようである。

否定表現は肯定表現と相対的に把握される概念で、丁度、数学における負数（ $-$ ）と、正数（ $+$ ）の概念を適用して考えることが出来る。（この場合、数学では正数（ $+$ ）でもなく、負数（ $-$ ）でもない零（ 0 ）が介在するが、ここではそれを考える必要はない。）

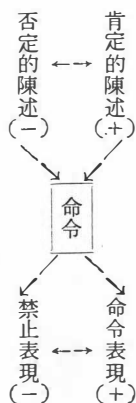
数学において、（ 0 ）零の概念を経て正数（ $+$ ）から負数（ $-$ ）の概念を生じたごとく、一般に言語表現においても、はじめに肯定の概念があって、その上で否定の概念を生じたのであろうと推測することは容易である。即ち、肯定表現においては、何らそれが肯定表現であることを示す特別のことばを必要としないのが

普通である。（数学でも、特別の場合以外、（ $+$ ）なる符号を冠することなくして、それが正数（ $+$ ）であることを示している。）これに反し、否定表現においては、どうしてもそれが否定表現であることを示すための特別のことば、即ち否定辞を必要とする。（数学において、符号（ $-$ ）は負数であることを示すのに不可欠であることと対応する。）（註一）

命令表現は、広義には、聞き手に対するいわゆる命令（狭義の命令）以外に、聞き手に対する話し手の要求、懇請、希求、勧誘、禁止、なども含めて考えるが、狭義には、聞き手に対する直接的な命令の肯定文を考える。普通、命令表現という場合、この後者の狭義の場合をさし、用言の命令形や、ある種の助動詞の活用形で示すのがそれである。国語学辞典には、「聞き手の考えに作用を加え、話し手の意図する動作や状態を、聞き手が遂行実現するように命ずる表現。(下略)」（塚原鉄雄先生解説）と述べられている。即ち、普通という命令表現（つまり狭義のそれ）は禁止表現（否定的陳述の命令文）を除き、特に肯定的陳述の命令文の場合だけを称していると思われる。

ここで、禁止表現にかえてみるに、肯定的陳述における命令

表現がいわゆる命令表現であるに対して、否定的陳述における命令表現を特に禁止表現と呼ぶという関係も自ら理解されてくる。この命令表現と、禁止表現との関係を図式化してみると、左のように表すことが出来る。



即ち、肯定・否定の両陳述に話し手の聞き手に対する命令的意図の加えられたものが、それぞれ、命令表現・禁止表現となるもので、否定的陳述と、命令的意図とは禁止表現を考えてゆく場合の大きな手がかりとなるものである。

二

上代における禁止表現の形式には左のようなものがある。

a、「な——そ。」

旅にして物思ふ時にほととぎす毛等奈那難吉曾我が恋まさ
(万十五 三七八一)

d、「な——そね。」

今替る新防人が船出する海原の上に奈美那佐伎曾弥
(万四三三三五)

c、「な——。」

わが背子がふりさけ見つつ嘆くらむ清き月夜に雲莫田名引
(万十一 二六六九)

d、「——な。」

わが背子が帰り来まさむ時のため命残さむ和須礼多麻布奈
(万十五 三七七四)

e、「——なかれ。」

吾も思ふ人もな忘れおはなはに浦吹く風の止時無有
(万四 六〇六)

いま、これらa) e)の禁止表現の形式について、上代文献に見える実数をかかげると次表のようになる。

上代における禁止表現類別分布表

合 計	宣 命	祝 詞	風土記歌謡	日本書紀歌謡	古事記歌謡	万 葉 集	出典 類別					
							a	b	c	d	e	
71	5	1	1		1	63	な—そ	な—そね	な—。	—な。	—なかれ	合計
33			1			32						
20					1	19						
74	5	1	1	1	1	65						
3	2					1						
201	12	2	3	1	3	180						

〔備考〕

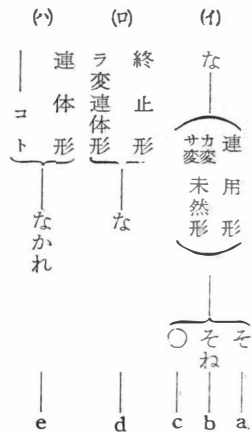
万葉集は「万葉集大成本篇」に、古事記、日本書紀、風土記の歌謡は「日本古典文学大系、古代歌謡集」に、祝詞、宣命は岩波文庫本に、それぞれよった。

尚、古事記、日本書紀、風土記における例は歌謡のみに限って、本文の漢文表記のものは、どのように訓んだか問題があると思われるので、一切省いた。祝詞、宣命の場合は、いわゆる宣命書きで示されているのでとり上げたが、宣命の「一なかれ」の二例は「勿——」「莫——」だけであるが、一応、倉野憲司博士の訓にしたがって「——なかれ」の例としておいた。

右の類別分布表により、aの「な——そ」形式と、dの「——形式」が、すでに上代においても殆ど同程度の頻度で用いられていたことが知られ、eの「——なかれ」形式は数もごく少く、しかも、この三例についても、万葉集の場合の一例は、はじめに例示した巻四 六〇六の「止時^{よとき}無有^{なかり}」がそれであるが、その訓には疑問の点もなくはない。また、宣命の二例も、備考に示したごとく、いわゆる宣命書きでなく、「勿——」「莫——」とあって、この訓みにも問題があると思われる。結局、「——なかれ」については、右の三例しかないの、上代ではまだその活動をはっきりと認めることが出来ないものと考えてよいように思われるのである。これについてはまた別の機会にふれてみたい、本稿ではあまり深くふれないことにする。また、後代にみられる「——ざれ」「——べからず」形式のものも、いわれているごとく上代ではまだその活動を見なく、「まな——なかれ」もこれらの資料では見られない。(註2)

そこで、aとeの諸形式を整理すると、左のように図式化する

ことが出来る。



三

右の(イ)「な——(連用形・カ変・サ変・未然形)——(そ・そね・〇)——」形式における「そ」「そね」については、「そ」を指示語の「そ」と同源のものと考えた説(註3)もあるが、故朝山信彌氏により(註4)明快に訂正され、以来、殆ど朝山説に従って、「そ」はサ変動詞「す」の命令形の古形と考えられるようになってきた。(註5)

ここで論述の必要上、朝山氏の御考への結論だけを簡単に紹介しておく。

朝山氏は「な——そ」の格(朝山氏の用語)を禁止表現の本来のものと考え、「な——」を二次的の省略形と考え、「な——そね」は「そ」の下に助詞「ね」(詠えのぞむ意)の後続したものと考えられた。そうしてこれを次のように図示しておられる。



な ———— そ ———— ね

サ変の古い未然形に後続した頃の固定残存の例

右の朝山説にしたがって、「そ」をサ変の命令形、および未然形の古形と考える考え方は、今日では広く一般化してきているようである。(註6)

ところで、この朝山説について、いま少しく解釈を加えると、「な」は否定辞であり、「そ」は命令辞であり、その中間に位置する動詞連用形(カ変、サ変は未然形)は聞き手に遂行、実現するよう要求するところの行為、動作、そのものに当ることになるであろう。そうすると、「な—そ」の形式は禁止表現としては、朝山氏の御説のごとく、最も論理的、且つ形式的に整った正格のものであったと考えられ、「な—そね」は「ね」のもっている「誂え」の意味から、やや懇願的な禁止表現であり、「な—」はそれらの命令辞の部分の省略された、いわば略式のとでもいふべき禁止形式であったと考えてよい。

朝山氏は、この場合、(イ)の形式、即ち、「な—そ・そね・〇」形式について否定辞「な」の発生的本質について、ごく簡単にふれておられる。いま、その箇所を引用すると左のごとくである。

「な」の発生的な本質については又稿を改めて書きたいと思ふが、此処では、ごく簡単にその一端をのべて置きたい。

私は「な」は形容詞「なし」の語幹に直接関係する語の副詞的な用法であると考へる。形容詞の「高し」「いたし」「はやし」の語幹から出る「高」「いた」「はや」がそれぞれ用言を

熟合的に装定して「高光る」「いたなく」「はやかへりませ」——被修飾節語との緊密度の順——の如き熟語又は連語をつくると同じく、用言に緊密に上位して否定的にそれを装定する語であつたらうと考へるのである。(下略)(註7)

聞くところによれば(註8)朝山氏はこの論をもつと詳細に、論述、発表されることなく、病没された由で、今日では、朝山説のその後の発展を知るよしもないのである。

四

右の(イ)な——(そ・そね・〇)(ウ)な——二形式による禁止表現の「な」はいずれも否定だけを示すものであって、機能的には全く同質のものであらうと考へることは、「な」辞の上置と下置の位置の問題はあるにしても容易である。即ち、否定辞たる「な」は上置された場合(イ)の場合も、下置された場合(ウ)の場合も本質的には同一の起源より出たものであって、それが、上置されたり、下置されたりすることによって、文法論的に、あるいは係り結び(係助詞)として、あるいは助動詞として、あるいは副詞として、あるいは接辞として、あるいは終助詞として、等々、さまざまな説き方を生じて来たものと思われる。このような例は、「え—ず」による打消強調の形式においても、「え」が下置された形式としての「—えず」の場合との関係、また、いわゆる係助詞「ぞ」「なむ」「や」「か」「こそ」などの上置の場合と下置の場合との問題にも関連して、文法論的な取扱ひのきわめて困難な問題ではある。しかし、「え—ず」と「—え

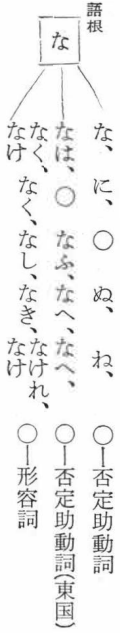
ず」、「——そ——」と「——ぞ——」等々の問題にしたところで、その溯源的な本質を究明することによって、ある程度の統一的解釈が可能であることは否定出来ないであろう。また、現にそれは行われていることである。

「な——そ」と「——そ」における「な」辞を否定的機能にならうものと指定して、その発生的な本質を究明し、いわゆる禁止表現を統一的に解釈してみたいのが私の試みである。

五

前項に記したごとく、(イ)な——そ・そね・○(ロ)——な、両形式における「な」辞は機能的な面(否定辞としての)からも、したがってまた意味的な面(否定・打消の意)からも、また形態的な面、(上置と下置、即ち「え——ず」「——えず」などにみられるごとき位置の転倒による形態上の相異など)からも、その溯源的な本質は同一のものであったと考えることが可能である。そうして、(イ)の形式の「な」を否定辞と考えるならば、(ロ)におけるそれも否定辞の「な」と考えねばならない。

「な」即ち(ロ)↓ロを語根とする否定辞の構成は世界言語一般の傾向として周知のことからである。国語における「な」を語根とする否定的要素をもつ語には上代のものとして、左にあげるようなものが考えられるであろう。



ところで、いま、(イ)「な——そ」と(ロ)「——な」とにおける「な」をいずれも否定辞だとして説明するためには、

- 1、「な」が語頭に立ち、また、用言に上置される(イ)の場合)ことから、ある種の観念語(概念語)であると考えねばならぬこと。

- 2、終止形(ラ変は連体形)をうけること(ロ)の場合)から、否定系の助動詞と考えることは不可であること。(否定系の助動詞の接続は未然形からでなければならぬ。)

の二つの条件を満足させるものでなくてはならない。そうすると、き、浮び上ってくるのは、前記の朝山氏の御考で、氏は、(イ)の「な——そ」形式の場合だけを説明して、「形容詞「なし」の語幹に直接関係する語の副詞的用法」とされたのであった。この御考えに支えられて、(ロ)の「——な」形式の場合も、形容詞「なし」の語幹の特殊用法と考えて説明することは出来ないであろうか。

六

形容詞の語幹を被述定語に直接後置して上位語を述定する用法は、現代語でもしばしば用いられるところである(背たか、腹ぐろ、待どお、等々)が、上代にもその例は乏しくない。例えば、

- | | | |
|-------------------------|------|------------|
| 泥土漏 <small>ニツノシ</small> | (根白) | 古事記歌謡六一 |
| 情無 <small>コトナ</small> | (心無) | 万葉集十 二三〇—二 |
| 母等奈 <small>モトナ</small> | (本無) | 万葉集五 八〇—二 |
| (その他、「モトナ」の例は多い。) | | |

などは、いずれも形容詞「白し」「なし」の語幹が述定すべき体

言に直接して、その体言と熟合した形で述定している用法である。

「——な」における用言の部分（「な」辞の上位語）は、終止形（ラ変は連体形）であるが、はじめにも記したごとく、この用言の部分は聞き手に対して、話し手が遂行、実現することを要求するところの行為、動作、そのものであって、いわば、動詞終止形が体言的に用いられたものである。大野晋氏は、このような「な——そ」における中間の用言について、

「（前略）禁止の『な……そ』に於ける『そ』を命令形と見るのである。例えば『な取りそ』における『そ』は元來助詞ではなく、サ変の動詞『ス』の命令形で、『取り』が動名詞であつて、その行為を『な……そ（為）』と禁止するもののやうに考へられる（下略）」（註9）（傍線筆者）

とのべておられるが、「動名詞」と呼ばれたのは、まさしく、話し手が聞き手に要求するところの行為、動作、そのもので、動詞の体言的用法と考えられての命名であらう。いま、「——な」形式の場合ではあるが、否定辞「な」に上置された用言を右のように考え、（大野晋氏の御ことばをかりると、「動名詞」である。）体言的用法をもつものと考えてみたい。そうすると、「——な」は「こころな」「もとな」などと同じ構成によるものとして扱ふことが可能であり、その否定的な意義をもって上位の体言化した動詞を述定し禁止表現の職能を果したものと思われる。

尚、この場合、命令の機能は、その言語主体と具体的な場面全体の決定するもので、一旦、かかる語法が慣用化すればそれほど抵抗もなく一般化したものと思われる。したがって、特に、「

な」や終止形（ラ変は連体形）に命令の機能をになわせて考える必要はないであらう。このことは、「な——○」の形式における命令形の欠除という現象についても、単に命令形の省略だけでは説明は不十分であることに照応しても考えられることである。

七

次に、「——な」形式の場合、「な」に上位する用言はすべて終止形で、ただラ変の「あり」のみが連体形であるが、かりにこれを体言化した用法と考えるにしても、終止形（ラ変連体形）に形容詞語幹と考えられる「な」辞がつくということとは、接続上考ええないという見解も出ることと思われる。この点について私見をのべておく。

用言の終止形の本来の機能は、そこで断止し、いい切りになる点に存したものである。（註10）しかしながら、用言の終止形に接続する助詞や助動詞も比較的多数を数えることが出来る以上、終止形は必ずしも、そこでいい切りになって断止するものとはいえない。例えば次に上げる助詞や助動詞は、今日、終止形に接続するものと説明されているものである。

助詞——と、とも、や、かし、な、（感動）

助動詞——べし、ましじ、まじ、らむ、めり、らし、なり、

（助動詞「らし」は上代のみ、「なり」はいわゆる伝聞推定の場合、また、ラ変の場合はずべて連体形となる。）

右の助動詞の中で、「べし」「ましじ」「まじ」「らし」はいずれも、いわゆる形容詞型活用用語で、その性格も形容詞的色彩の

きわめて強いものである。「ましじ」「まじ」はジタ活用でや一般のシタ活用形容詞とは趣が異なるが、「べし」「らし」は活用上からは一般の形容詞と同じ型に属している。例えば、「べし」は「なし」が「——なみ」の用法をもつごとく、「——べみ」の用法をもつものであり、「なし」が後代に補助活用としてのカリ活用をもつごとくに「べし」もカリ活用をもつもので、形態的には、「べし」は「なし」に最も近いものといえよう。要するに、終止形はいい切りになってそこで断止する用法とともに、その下位に助詞や助動詞を伴う用法も古くから存し、しかも、その下位には「べし」「らし」のような、形態的にも、したがってまた、多分に機能的にも「なし」に近い形容詞的性格の（形容詞型活用の）助動詞を伴うことに注意したのである。尚、「らむ」「めり」「なり」については、形態的にも全く別系のものであって、おのずから別箇の系で考えるべきものとしてここでは終止形（ラ変連体形）に接続するものである点だけを指摘しておく。

以上によって、終止形（ラ変連体形）に「なし」の語幹「な」がつくことも可能性あることであるといつてよいのではあるまいか。

八

更に、上代文献においては三例のみで、しかも、いずれもその訓には問題があるとしておいた、「——なかれ」形式の発生という点に焦点をしばって、否定辞「な」を考えてみよう。（平安期に入ると漢文訓読の影響からか、「——なかれ」及び「まな——

なかれ」の用例を散見するようになるが、上代では上記三例のみである。）

「——なかれ」はいうまでもなく、「ト——なくあれ」↓「——なかれ」の系譜によるものであるが、「——なくあれ」において、「なく」は否定の意義の形容詞「なし」の連用形、「あれ」はラ変動詞「あり」の命令形である。即ち、

否定辞 命令辞
「——なく——あれ」

の形式によって禁止表現を構成するものである。そうして、「なかれ」の上位語は、用言の連体形、体言（——コト）など、要するに体言化されたところの話し手の聞き手に要求する行為、動作そのものが来るのである。これを前記の「——な」になぞらえてみると、「——な」の場合は、上位の用言は終止形（ラ変連体形）ではあったが、その体言的な用法である傾向が顕著であった。「——な」は否定辞である「な」がつくだけで命令的要素は言語主体とその場面とによって決定されるのではあるまいか、としておいたが、「——なかれ」に至れば、命令的意義を補うべく、ラ変の命令形「あれ」が加わり熟合して「——なかれ」となったものと考えられる。

九

以上のように考えることにより、

- (イ) 「な——連用形・カ変・サ変未然形——（そ・そね・〇〇）。」
 (ロ) 「終止形・ラ変連体形——な。」
 (ハ) 「連体形・コト——なかれ。」

の三種類の禁止表現における否定辞「な」を、いずれもその起源的な本質において、同一のものであり、且つ、それは、形容詞「なし」を形成するための語根「な」であったと考えることが出来る。そうして、形態論的、したがって、文法論的には、(イ)における「な」は朝山信彌氏の御説のごとく、その副詞的用法であり、(ロ)における「な」はその終助詞的用法であり、(ハ)における「なかれ」は「なく」と「あれ」との熟合した結果出来たもので、その助動詞的用法として考えたい。

このように考えることにより、従来から、文法論的にも種々と問題のあった禁止表現法の「な——そ」「——な」「——なかれ」に統一的な解釈を施してみたいのである。大方の御教示を戴ければ幸いである。

註

- 1、浜田敦先生「肯定と否定——うちとそと——」(国語学一輯、二輯)にこの問題は詳細に論ぜられている。
- 2、池田併治氏「禁止表現法史」(国語国文、五ノ10)に禁止表現の諸形式の推移、変遷の概要が示されている。
- 3、三矢重松博士「高等日本文法」などの説。その他にも、指示語と関係づける説は比較的多くみられる。
- 4、朝山信彌氏「希求の助詞こそぞの放」(国語国文、七ノ6)
- 5、林大氏「万葉集の助詞」(万葉集大成6言語篇)
- 浜田敦先生「助動詞」(万葉集大成6言語篇)
- 大野晋氏「万葉時代の音韻」(万葉集大成6言語篇)
- 6、註5の諸論考がそれを示している。

- 7、註4に同じ。
- 8、小島憲之先生の御直話による。
- 9、大野晋氏の前掲論文。
- 10、大野晋氏は前掲論文において、終止形は文を終止する場合に用いるとともに、進行形にも代用されることに注目しておられる。

——大阪市立大学大学院学生——